



栃木県公報

平成 16 年
5月18日(火)
第1563号

目 次

告 示

- 栃木県母子福祉センターの使用料の徴収事務の委託..... 523
- 道路の区域の変更..... 523
- 道路の供用開始..... 525

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... 525
- 平成16年度製菓衛生士試験の実施..... 527
- 平成16年度調理師試験の実施..... 528
- 基本測量の実施..... 530

告 示

栃木県告示第288号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により平成16年4月1日付けで次のとおり栃木県母子福祉センターの使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年5月18日

栃木県知事 福 田 昭 夫

1 委託事務の内容

栃木県母子福祉センター設置、管理及び使用料条例（昭和45年栃木県条例第3号）第4条に規定する使用料の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

宇都宮市若草2丁目2番39号

(2) 名称

財団法人栃木県母子寡婦福祉連合会

3 委託期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(児 童 家 庭 課)

栃木県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成16年5月18日から同年6月17日まで一般の縦覧に供する。

平成16年5月18日

栃木県知事 福 田 昭 夫

道路の種類 一般国道

路 線 名 461号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前A	那須郡馬頭町大字大山田上郷字川端98-2から 那須郡馬頭町大字大山田下郷字金坪932まで	15.8 ~ 31.8	145.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	那須郡馬頭町大字大山田上郷字川端98-2から 那須郡馬頭町大字大山田下郷字金坪932まで	5.5 ~ 7.3	160.0	
	後A	那須郡馬頭町大字大山田上郷字川端98-2から 那須郡馬頭町大字大山田下郷字金坪932まで	15.8 ~ 31.8	145.0	
	後B	那須郡馬頭町大字大山田上郷字金坪942-3から 那須郡馬頭町大字大山田下郷字金坪932まで	5.5 ~ 7.3	117.0	

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 栃木二宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
4 4	前	芳賀郡二宮町大字久下田596から 芳賀郡二宮町大字久下田736まで	11.2 ~ 13.5	536.0	
	後	芳賀郡二宮町大字久下田596から 芳賀郡二宮町久下田西6-30まで	11.2 ~ 11.2	119.0	

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 笹原二宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
7 8	前	芳賀郡二宮町大字久下田1716-2から 芳賀郡二宮町大字久下田1492-2まで	11.0 ~ 15.1	683.2	
	後	芳賀郡二宮町大字久下田1716-2から 芳賀郡二宮町大字久下田1606-2まで	12.0 ~ 12.0	107.4	

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 久下田停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
1 0 6	前	芳賀郡二宮町大字久下田802から 芳賀郡二宮町大字久下田845-1まで	8.2 ~ 11.7	197.3	
	後	芳賀郡二宮町大字久下田802から 芳賀郡二宮町久下田西7-6まで	8.2 ~ 13.5	1,011.0	

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 下河戸片岡線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
1 6 1	前	矢板市安沢2424-2から 矢板市安沢2532-1まで	16.6 ~ 34.0	75.0	
	後	矢板市安沢2424-2から 矢板市安沢2532-1まで	16.6 ~ 21.5	75.0	

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 西田井二宮線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
1 6 6	前	芳賀郡二宮町大字石島804から 芳賀郡二宮町大字久下田1491-4まで	11.2 ~ 11.2	115.5	
	後	芳賀郡二宮町大字石島804から 芳賀郡二宮町久下田西4-136まで	11.0 ~ 15.1	650.0	

栃木県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成16年 5 月18日から同年 6 月17日まで一般の縦覧に供する。

平成16年 5 月18日

栃木県知事 福 田 昭 夫

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道400号	大田原市美原2-3230-6から 西那須野町緑8-70まで	平成16年 5 月18日

(道 路 維 持 課)

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県生活環境部文化振興課において縦覧に供する。

平成16年 5 月18日

栃木県知事 福 田 昭 夫

申請のあつた年月日	特定非営利活動法人の名称	代 表 者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成16年 4 月 2 7 日	特定非営利活動法人鮭守の会	黒子 幸雄	栃木県真岡市東郷937番地	この法人は、五行川と小貝川流域の住民と子どもたちに対して、鮭の一生を通して自然や命の尊さを知らせる為、鮭の生態系保護活動に関する事業	平成16年 6 月 2 8 日

				を行うと共に、河川の大 切さや素晴らしさの啓蒙 活動を行い、流域の河川 愛護などの団体と連携を 図り、環境保護に貢献す ることを目的とする。	
平成16年 4月28日	特定非営利活 動法人Peace Life Interna tional Coope ration	村瀬 将之	栃木県宇都宮市下戸祭2 丁目2番6号	この法人は、戦争、内紛、 天災等で様々な不利益を 被っている諸外国の人々 に対して、緊急事態に対 する物資提供及び支援の 諸活動に関する事業を行 うと共に、市民に被災地 の現状への理解と支援の 普及啓発及び活動参加の 促進を図り、世界の平和 と被災地の発展に寄与す ることを目的とする。	平成16年 6月28日
平成16年 4月28日	特定非営利活 動法人ミトヤ	磯邊 傳	栃木県大田原市市野沢字 峯崎1486番地22	この法人は、地域の人々 と共に障害者とその家族 に対して、障害者が自立 して、自分で自分の職業 を持つように支援、援助 を行うことにより、安心 して暮らせる差別のない 地域作りに寄与すること を目的とする。	平成16年 6月28日
平成16年 4月30日	特定非営利活 動法人ZEN	池亀 容子	栃木県安蘇郡田沼町大字 戸奈良960番地	この法人は、地域住民を 対象にして、びわ葉温圧 療法による健康の普及啓 発を通じて、地域住民の 健康管理に寄与すること を目的とする。 この法人は、子ども達を 対象にして、植樹、講演 会及びコンサート等の事 業を行い、子どもの健全 育成を図ることを目的と する。 この法人は、人やペット の死に対して、心配や 悩みをかかえている人の 精神的負担を軽減する為 の相談及び、葬儀の支援 を行うことを目的とす る。	平成16年 6月29日

(文化振興課)

○平成16年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条に規定する製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年栃木県規則第50号）第3条第2項の規定により公告する。

平成16年 5月18日

栃木県知事 福田 昭 夫

1 試験の日時

平成16年 8月10日（火）午前 9 時30分から正午

2 試験の場所

宇都宮市睦町 1 - 35

宇都宮短期大学附属高等学校

（会場への自家用車の乗り入れは禁止する。）

3 試験科目

(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学 (5) 食品衛生学

(6) 製菓理論及び実技（職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士の1級又は2級の資格を有するものは、本人の申し出により免除する。）

4 受験資格

次の(1)又は(2)に該当する者

(1) 新制中学校卒業以上の（高等学校に入学する資格を有する）者、旧制国民学校の高等科を修了した者、又は旧制中学校の2年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところにより、これらの者と同等以上の学力があると認められる者で、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者又は平成16年 7月 2日現在で2年以上菓子製造業に従事した者

(2) 製菓衛生師法施行の日（昭和41年12月26日）において、現に菓子製造業に従事していた者であって、菓子製造業に従事した期間が3年を超えている者

なお、菓子製造業に従事した期間とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けた営業施設で、実際に菓子製造に従事した期間をいう。

5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて持参により提出すること。

なお、受験願書及び菓子製造業従事証明書は、健康福祉センター、宇都宮市保健所又は県保健福祉部生活衛生課に備え付けのものを使用する。

(1) 4(1)による者

ア 学歴証明書

最終学歴卒業証明書又は卒業証書の写し（本証を持参し、健康福祉センター所長、宇都宮市保健所所長又は県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。なお、専修学校や各種学校ではなく、中学校、高等学校、大学のものを提出すること。）

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴証明書の氏名の異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

イ 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者についてはそれを証する書類、その他の者は2年以上菓子製造業に従事したことを証する菓子製造業従事証明書

ウ 職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士の1級又は2級の資格を有するもので、試験科目のうち「製菓理論」の免除を希望する場合は、それを証する技能検定合格証書の写し（本証を持参し、健康福祉センター所長、宇都宮市保健所所長又は県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認したもの）

エ 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦7cm、横5cmの大きさのもの。スナップは認めない。）をはりつけ、所定の事項を記入する。

(2) 4(2)による者

ア 菓子製造業従事証明書

昭和41年12月26日において、現に菓子製造業に従事しており、菓子製造業に従事した期間が3年を超えていることを証するもの。

イ (1)のウに同じ。

ウ 写真及び受験票

(1)のエに同じ。

(3) (1)のイ及び(2)のアの菓子製造業従事証明書には、菓子工業組合等の裏書き証明を受けること。

6 出願期限及び提出先

(1) 出願期限

平成16年 6月30日から 7月 2日まで（提出先必着）

原則として、郵送では受け付けない。

(2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所）

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

7 受験通知

受験者には、受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

平成16年 9月 1日午前 9時に県庁南庁舎 1号館前掲示板、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所に受験番号をもって合格者を発表する。

なお、電話による問い合わせには一切応じない。

また、合格者には、合格証書を交付する。（受験願書の提出先において交付）

9 受験手数料

9,400円

栃木県収入証紙をもって納付する。（受験願書にちょう付すること。）

○平成16年度調理師試験の実施

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、調理師法施行細則（昭和34年栃木県規則第35号）第2条の規定により公告する。

平成16年 5月18日

栃木県知事 福 田 昭 夫

1 試験の日時

平成16年 8月10日（火）午前 9時30分から正午

2 試験の場所

宇都宮市睦町 1 - 35

宇都宮短期大学附属高等学校

（会場への自家用車の乗り入れは禁止する。）

3 試験科目

- | | | | | |
|-----------|----------|-----------|---------|---------|
| (1) 食文化概論 | (2) 衛生法規 | (3) 公衆衛生学 | (4) 栄養学 | (5) 食品学 |
| (6) 食品衛生学 | (7) 調理理論 | | | |

4 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

(1) 学歴（次のいずれかに該当する者）

ア 新制中学校卒業以上の（高等学校に入学する資格を有する）者

イ 旧制国民学校の高等科、又は旧制中学校の2年の課程を修了した者

ウ 旧制国民学校の初等科、又は新制小学校を終了した者であって、5年以上調理業務に従事した者

エ 上記の者の他、調理師法施行規則附則第3項に該当する者

（日本国内の外国人学校及び外国の学校を卒業した者は、厚生労働大臣の認定が必要となる場合があるので、早めに願書提出先へ相談すること。）

(2) 職歴

次の施設又は営業において平成16年7月2日現在で2年以上調理業務に従事した者

- ア 寄宿舍、学校、病院等の集団給食施設（1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与するもの。）
- イ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業

ただし、次の場合は、上記の調理業務に従事したとは認めない。

専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等に従事している場合

栄養士、看護師、保育士等の職種として従事している場合

パート又はアルバイトで調理業務に従事している場合（ただし、週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合を除く。）

5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて持参により提出すること。

なお、受験願書、履歴書、調理業務従事証明書及び受験票は、健康福祉センター、宇都宮市保健所又は県保健福祉部生活衛生課に備え付けのものを使用する。

(1) 履歴書

学歴欄には、最終学歴と卒業（又は修了）年月日を、職歴欄には、2年以上調理業務に従事したことを詳細に記入すること。

(2) 学歴証明書

最終学歴卒業証明書又は卒業証書の写し（本証を持参し、健康福祉センター所長、宇都宮市保健所長又は県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。なお、専修学校や各種学校ではなく、中学校、高等学校、大学のものを提出すること。）

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴証明書の氏名の異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

(3) 調理業務従事証明書

ア 履歴書記載の調理従事施設において、調理の業務に2年以上従事したことを証明するものであること。

なお、この証明書は、原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合、若しくは廃業等によって元の施設長がいない場合は、調理師会等所属団体の長又は同業者が証明すること。

また、証明印は、当該施設の施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は印鑑届出のしてある印を用い、印鑑証明を添付すること。

イ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であって多人数に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいう。

(4) 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦7cm、横5cmの大きさのもの。スナップは認めない。）をはりつけ、所定の事項を記入する。

6 出願期限及び提出先

(1) 出願期限

平成16年6月30日から7月2日まで（提出先必着）。

原則として、郵送では受け付けない。

(2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所）

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

7 受験通知

受験者には、受験票の交付により、受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

平成16年9月1日午前9時に県庁南庁舎1号館前掲示板、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所に受験番号をもって合格者を発表する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

また、合格者には合格証書を交付する。（受験願書の提出先において交付）

9 受験手数料

6,100円

栃木県収入証紙をもって納付する。(受験願書にちょう付すること。)

(生活衛生課)

○基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成16年 5月18日

栃木県知事 福 田 昭 夫

1 作業種類

基本測量(基準点測量)

2 作業地域

宇都宮市、鹿沼市、日光市、今市市、大田原市、黒磯市、河内郡南河内町、芳賀郡市貝町、下都賀郡壬生町、下都賀郡石橋町、塩谷郡塩谷町、塩谷郡高根沢町、塩谷郡喜連川町、那須郡黒羽町

3 作業期間

平成16年 6月1日から同年 9月30日まで

(監 理 課)

毎週火・金曜日発行

(当日が休日に当たる
ときはその翌日)

発行人

栃 木 県
郵便番号320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号

印刷所

新日本印刷株式会社
郵便番号320-0831 宇都宮市新町1丁目7番3号
購読料1カ月2,900円(消費税、地方消費税及び送料を含む。)